

岐 阜 県 公 報

第 二 千 六 百 五 号
平 成 二 十 六 年 十 二 月 九 日

(火 曜 日)

目 次

公 示

大規模小売店舗の新設の届出に関する件
公共測量の実施

(商 業 ・ 金 融 課) 七 六 九
(用 地 課) 七 七 〇

公 示

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があつたので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。

なお、その届出書等は平成二十六年十二月九日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び東濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十六年十二月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十六年十一月二十七日

二 届出者の氏名又は名称

オリックス不動産株式会社

三 建物の名称及び所在地

(仮 称) 多治見光ヶ丘複合商業施設

多治見市光ヶ丘二丁目一六番 外

四 大規模小売店舗の新設日

平成二十七年七月二十八日

五 店舗面積

二、七七二平方メートル

六 駐車場の収容台数

一一二台

七 荷さばき施設の面積

二二五平方メートル

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により岐阜市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年十二月九日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

岐阜市

二 作業種類

公共測量（空中写真測量）

三 作業期間

平成二十六年十月十五日から

同 二十七年三月三日まで

四 作業地域

岐阜市

平成二十六年十二月九日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりんどびあ十三一
岐阜文芸社